

GIFU HOZEN

岐阜県保全協会報

2001 / 第48号

平成13年10月1日発行

題字：梶原拓岐岐阜県知事

目 次

特 集	行政処分 (資料の紹介) の指針について	
	・違反行為と行政処分	（社）大阪府産業廃棄物協会 … 1
	・わかりやすい行政処分の指針のポイント	環境カウンセラー 原 広助（社）山口県産業廃棄物協会会長 … 13

特 集	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 27
	不適正処理防止パトロールについて	岐阜市環境部環境管理課 … 41

特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	北方町長 白木 聡 … 44
		川辺町長 佐藤 光宏 … 45

行政ニュース	不適正処理対策の推進	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 46
協会だより	平成13年度第2回各委員会開催 ……	47
	平成13年度産業廃棄物処理関係各種講習会開催結果報告 ……	48
	全国正会員事務局責任者会議の開催 ……	48
	平成13年度解体工事施工技士第9回資格試験のご案内 ……	48
	平成13年度許可申請に関する講習会（新規及び更新）並びに特別管理産業 廃棄物管理責任者に関する講習会の追加開催について ……	49
	平成13年度廃棄物処理施設技術管理者講習会開催案内について ……	51
	新規加入会員の紹介 ……	53
お知らせ	2001NEW環境展・名古屋開催 ……	54
	再生砕石の品質試験料金特別価格について ……	54
	協会作成図書等のご案内 ……	55
編集後記	……	55
	会員（企業）紹介 ……	56

行政処分の指針について（資料の紹介）

「行政処分の指針について」平成13年5月15日付環廃産第260号をもって環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（各局）長に対し、通知されました。当協会では、当該通知（全文）を平成13年6月1日付で会員、関係者宛配布しましたが、今回行政処分の指針についての参考資料として別記のとおり(社)大阪府産業廃棄物協会の研修会説明会資料（「違反行為と行政処分」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「罰則及び行政処分の内容（抜粋）」）及び環境カウンセラー原 広助氏（(社)山口県産業廃棄物協会会長）編集の「わかりやすい行政処分の指針のポイント」についてを両協会のご了承をいただきご紹介します。

- 注1. 別表（12ページ）の「行政処分」については、環廃産第266号平成13年5月23日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から各都道府県・各政令市産業廃棄物主管部（各局）長に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」参照
2. 「行政処分の指針について（通知）」は、若干の予備がありますのでご希望の方は事務局までご連絡ください。

違反行為と行政処分

1. 交通事故を起こすと「交通事故の三重苦」といわれるものが、場合によっては加害者に降りかかってくる。具体的にいうと「刑事罰、行政処分、賠償責任」といわれるもので、重大な事故の場合、交通刑務所での長い刑期と、そして民事上では賠償責任を加害者は負わされることとなる。そのうえ、苦勞して手に入れた免許証は取り消されるという、これらを俗に「交通事故の三重苦」というのであるが、廃棄物処理法でもこの図式は当てはまることとなる。

違反行為には刑事罰として懲役や罰金が、そしてその違反行為から他人の権利を侵害した場合には損害賠償責任を負い、許可を持っていれば、許可の取消し、或いは事業の停止など、刑事罰、民事責任、行政処分というまさに「廃掃法違反の三重苦」がかかってくることになる。

廃棄物処理法第14条の3において、行政処分の内容として二つの処分、すなわち①許可の取消し②事業の停止を規定している。

また、第15条の3に於いて、三つの処分、すなわち①施設設置許可の取消し②施設使用停止命令③施設改善命令を規定している。

この5月15日、環境省の産業廃棄物課長名による「行政処分の指針について（通知）」は、特にこの「廃掃法違反の三重苦」の中の、行政処分の適用を積極的に行なうよう各行政担当者に呼びかけたものといえよう。

本稿は廃棄物処理法の中で、特に重要な委託基準の条文を中心にまとめたものである。

【第14条の3】

「都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」

- 1号) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 2号) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第3項第1号又は第6項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 3号) 第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- 4号) 第14条第7項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

【第15条の3】

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- (1)第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第15条の2第1項第1号若しくは第15条の2の2に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき

- (2)産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき

- (3)産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき

- (4)産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき

- (5)産業廃棄物処理施設の設置者が第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき

2. 以下において各条文ごとに罰条と行政処分の内容を要約する。

①第14条の3第1号及び第15条の3第3号

第14条の3第1号

- 1号) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

第15条の3第3号

- 3) 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき

罰 則 25条関係：5年以下の懲役1,000万円以下の罰金

【行政処分関係：許可の取消し】

- ★無許可営業 (第25条第1号)
- ★無許可変更 (同条第2号)
- ★事業停止命令・措置命令違反 (同条第3号)
- ★委託基準違反 (同条第4号)

【条文】25条第4号

「法第12条3項又は第12条の2第3項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者」

①第12条3項

排出事業者(中間処理・・・)～が、運搬又は処分を他人に委託する場合
運搬については・・・収集運搬業者
処分については・・・処分業者
～にそれぞれ委託しなければならない。

②同条4項 本稿は第26条関係となります。

事業者は前項の規定により、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない

政令第6条の2 (事業者の産業廃棄物の運搬処分等の委託基準)

- 1号) 運搬の委託にあたっては、収集運搬業者であつて、委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業範囲に含まれている者に委託すること。
- 2号) 処分の委託にあたっては、他人の産業廃棄物を処分又は再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれている者に委託すること。
- 3号) 委託契約は書面で行い、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ環境省令で定める書面が添付されていること。

[政令第6条の2 第3項]

3項) 委託契約は書面により行い、当該委託契約書には次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面(省令：第8条の4「許可証の写し」)が添付されていること。

- イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ロ) 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ハ) 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は

再生に係る施設の処理能力

ニ) 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第3項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力。

ホ) その他環境省令で定める事項

ホ) についての環境省令第8条の4の2

【委託契約に含まれるべき事項】

第8条の4の2

令第6条の2第3号ホ（令第6条の12第3号の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一、委託契約の有効期間
- 二、委託者が受託者に支払う料金
- 三、受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- 四、産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行なう場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- 五、前号の場合において当該委託契約に係る産業廃棄物が令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行なう場所において、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項。
- 六、委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項。
 - ハ) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 七、受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 八、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項。

4号) 第6条の12第1号の規定による承諾をしたときは、同号に規定する書面の写しを5年間保存すること。

- ★名義貸しの禁止違反 (同条第5号)
- ★施設無許可設置 (同条第6号)
- ★施設無許可変更 (同条第7号)
- ★廃棄物の投棄禁止違反 (同条第8号)

罰 則 26条関係：3年以下の懲役300万円以下の罰金

【行政処分関係：許可の取消し】

★委託基準違反、再委託禁止違反(26条第1号)

【条文】第26条第1号

「第7条第10項、第12条第4項、第12条の2第4項、第14条第10項、第14条の4第10項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者」

①第7条第10項

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。

②第12条第4項

事業者は前項の規定により、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には政令で定める基準に従わなければならない(政令6条の2)

③第12条の2第4項

事業者は前項の規定により、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には政令で定める基準に従わなければならない(政令6条の6)

④第14条第10項

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。但し政令に定める基準に従って委託する場合はこの限りでない。

⑤第14条の4第10項

特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は、特別管理産業廃棄物処分業者は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。但し政令に定める基準に従って委託する場合はこの限りでない。

委託基準 [産廃：令第6条の2、規第8条の4、同8条の4の2]

[特管：令第6条の6、規第8条の16の2、同8条の16の3]

- 1、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれていること。
- 2、他人の産業廃棄物の処分、再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分、再生がその事業範囲に含まれていること。
- 3、委託契約は書面により行い、委託契約書には次に掲げる条項が含まれ、かつ許可証の写し等が添付されていること。

①委託する産業廃棄物の種類及び量

②運搬の最終目的地の所在地 [運搬の委託の場合]

③処分、再生の場所の所在地、方法、施設の能力 [処分又は再生の委託の場合]

④最終処分の場所の所在地、方法、施設の能力

(処分又は再生の委託(中間処理)の委託の場合)

平成13年4月1日施行

⑤委託契約の有効期間

⑥支払う料金

⑦収集運搬業者、処分業者の事業の範囲

⑧積替保管場所の所在地、産業廃棄物の種類、保管上限 [積替保管の委託の場合]

⑨安定型産業廃棄物と他の産業廃棄物の混合の諾否 [積替保管の委託の場合]

⑩適正な処理のための必要な情報

(荷姿・性状 腐敗、揮発等性状の変化、混合による支障、取り扱う際の注意事項)

⑪受託業務終了時の受託者の委託者への報告

⑫契約解約した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱い

- 4、再委託を承諾したときはその書面の写しを承諾日から5年間保存(規第8条の4の3)すること。
- 5、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状等(規第8条の16)を文書で通知すること。(特別管理産業廃棄物の場合)

再委託基準 [産廃：令第6条の12]

[特管：令第6条の15]

第6条の12 法第14条第10項 ただし書の政令で定める基準は次のとおりとする。

- 1 あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬

又は処分若しくは再生を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託が第6条の2第1号又は第2号に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。

- 2 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている第6条の2第3号イからニまでに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- 3 前2号に定めるもののほか、第6条の2第1号から第3号までの規定の例によること。

第6条の15 法第14条の4第10項 ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、第6条の6第1号の規定に基づき当該運搬又は処分を委託した事業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。
- 2 前号に定めるもののほか、第6条の2第1号から第3号まで並びに第6条の12第1号及び第2号の規定の例によること。

★施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（26条第2号）

★施設無許可譲受け・無許可借受け（26条第3号）

★無確認輸出（26条第4号）

★受託禁止違反（26条第5号）

★無許可輸入（26条第6号）

★輸入許可条件違反（26条第7号）

★廃棄物の焼却禁止違反（26条第8号）

罰 則 28条関係：6月以下の懲役50万円以下の罰金

【行政処分関係：事業停止60日・施設の使用停止60日】

★施設使用前検査受検義務違反

罰 則 29条関係：50万円以下の罰金

【行政処分関係：29条第1～5及び7～8

：事業停止30日・施設の使用停止30日】

29条第6：事業停止90日・施設の使用停止90日

- ★管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（29条第1号）
- ★管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（29条第2号）
- ★管理票回付義務違反（29条第3号）
- ★管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（29条第4号）
- ★管理票写し保存義務違反（29条第5号）
- ★虚偽管理票交付（29条第6号）
- ★電子管理票虚偽登録（29条第7号）
- ★電子管理票報告義務違反・虚偽報告（29条第8号）

- ★帳簿備付け・記載・保存義務違反（30条第1号）
- ★業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反（30条第2号）
- ★維持管理事項記録・備付け義務違反（30条第3号）
- ★処理責任者等設置義務違反（30条第4号）
- ★報告拒否、虚偽報告（30条第5号）
- ★立入検査拒否・妨害・忌避（30条第6号）
- ★技術管理者設置義務違反（30条第7号）

その他の違反行為

行政処分：事業停止10日・施設の使用停止10日

②第14条の3第2号及び第15条の3第1号・第2号

第14条の3第2号

2号) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第3項第1号又は第6項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。

第15条の3第1号・第2号

1) 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第15条の2

第1項第1号若しくは第15条の2の2に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき（法第15条の3第1号）

- 2) 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき（同条第2号）

【行政処分：事業停止・施設の使用停止（必要な改善期間）改善が不可能な場合は許可取消し】

③第14条の3第3号及び第15条の3第4号

第14条の3第3号

- 3号) 第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。
申請者が次のいずれにも該当しないこと。

第15条の3第4号

- 4) 産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき（同条第4号）

イ、第7条第3項第4号イからホまでのいずれかに該当する者

産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき（同条第4号）

【第7条3項第4号イからホ】

- イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ) この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

- ニ) 第7条の3若しくは第14条の3（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第3項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む）
- ホ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ、法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ、法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヘ、個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- 【行政処分：許可取消し】

④第14条の3第4号及び第15条の3第5号

第14条の3第4号

- 4号) 第14条第7項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第15条の3第5号

- 5) 産業廃棄物処理施設の設置者が第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき（同条第5号）

【行政処分：事業停止30日・施設の使用停止30日】

⑤第14条の6

特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し等（第14条の3を準用）

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づく罰則及び行政処分内容（抜粋）

罰則	罰則	行政処分（罰則）
第25条	無許可営業 無許可変更 事業停止命令・措置命令違反	許可を受けずに廃棄物の収集運搬ないし処分を行うこと 許可を受けずに廃棄物の収集運搬ないし処分に関する事業使用を変更すること 事業停止命令に違反すること 措置命令に違反すること
第26条	委託基準違反 名称貸しの禁止違反 施設無許可設置 施設無許可変更 廃棄物の収集禁止違反	無許可業者等へ廃棄物の収集運搬ないし処分を委託すること 自己の名称で廃棄物の収集運搬ないし処分を行わねこと 許可を受けずに廃棄物処理施設の設置を行うこと 許可を受けずに廃棄物処理施設に関する構造・規模の変更を行うこと 廃棄物をなだりに捨てること
第28条	委託基準違反・再委託禁止違反 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令違反	基準に反わずに廃棄物の委託・再委託を行うこと 改善命令に反わねこと
第29条	施設無許可譲受け・無許可借受け 無権認輸出 受託禁止違反 無許可輸入 輸入許可条件違反 廃棄物の焼却禁止違反	許可を受けずに廃棄物処理施設の譲受け等を行うこと 確認を受けずに廃棄物を輸出すること 許可を受けずに産業廃棄物の収集運搬ないし処分を受託すること 許可を受けずに産業廃棄物を輸入すること 産業廃棄物の輸入許可に付された生活環境保全上の必要條件に違反すること 基準に反わずに廃棄物の焼却を行うこと
第29条	施設使用前検査受検義務違反	検査を受ける前に廃棄物処理施設を使用すること
第29条	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（収集運搬業者） 管理票写し送付義務違反（収集運搬業者） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（処分業者） 管理票写し保存義務違反（処分業者） 虚偽管理票交付	構造・規模の変更に関する検査を受ける前に廃棄物処理施設を使用すること 産業廃棄物管理票の不交付・記載漏れ・虚偽記載を行うこと 産業廃棄物管理票の写しの不送付・記載漏れ・虚偽記載を行うこと 産業廃棄物処分業者に管理票の交付を行わねこと 産業廃棄物管理票の写しを提出する者に不交付・記載漏れ・虚偽記載を行うこと 送付されてきた産業廃棄物管理票の写しを保存しなねこと
第30条	帳簿簿付け・記載・保存義務違反 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相違届出義務違反 埋封管理事項記録・届付義務違反 処理責任者等設置義務違反 報告拒否・虚偽報告	収集運搬ないし処分を受託していないものに関する産業廃棄物管理票を虚偽記載・交付すること 帳簿不備・記載漏れないし非保存・虚偽記載を行うこと 産業廃棄物の収集運搬ないし処分の際の届出ないし虚偽届出を行うこと 廃棄物処理施設の廃止・休止・再開・承継の不届出ないし虚偽届出を行わねこと 産業廃棄物処理施設に関する事項の記録・備置きを行わねこと 産業廃棄物処理責任者・管理責任者等設置義務違反を放置しなねこと 不報告・虚偽報告を行うこと
第31条	立入検査拒否・妨害・忌避 技術管理者設置義務違反	輸入・輸出産業廃棄物に関する不報告・虚偽報告を行うこと 立入検査に対して拒否・妨害・忌避すること
第32条	廃棄物の収集禁止違反（法人等四罰規定） その他（法人等四罰規定）	産業廃棄物処理施設において技術管理者を設置しなねこと
		1 億円以下の罰金 各本条の罰金刑

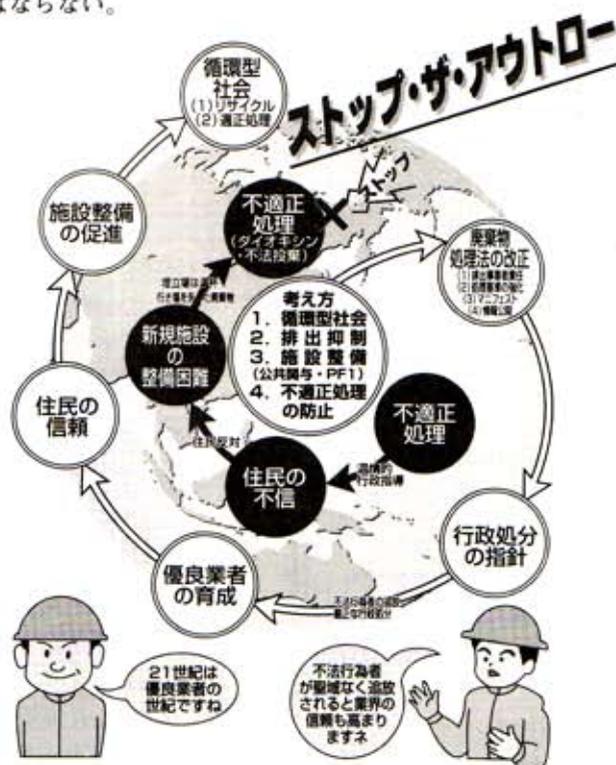
わかりやすい 行政処分の指針のポイント

環境カウンセラー
社山口県産業廃棄物協会会長
原 広 助

プロローグ

◎このポイントは（平成13年5月15日付環廃産第260号）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長名で、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主幹部（局）長あてに発信された通知文の一部を文意を変えない範囲で、又イラストを挿入し、平易に編集したものであります。

- (1) 「行政処分の指針」の全文は、指針制定の趣旨、要件、手続、聴聞又は弁明の機会の付与、処分内容の決定、処分の通知、関係都道府県との協議をはじめ報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等について事細かに解説してある。いわば行政処分を行うときの虎の巻である。
- (2) われわれ業者は遵法精神に徹し、この指針が実際に発動されないよう平素から精進しなければならない。
- (3) そして、もうひとつ重要なことは、これは行政処分指針で、刑事処分とは全く別のことであり、行政処分が実施されたからといって刑事処分が免がれるというものではないということを深く肝に銘じておかねばならない。





環境省（産業廃棄物課長）は今年5月15日付で全国の行政機関（産業廃棄物行政主管部長）へ行政処分の指針を通知した。

行政処分は我々処理業者等が廃棄物処理法に定める諸規定（基準）に違反した場合に行われるものであるだけに、慎重に公正に行われるべきものであることは論を待たない。

又、処理施設が大型化し、産廃が広域的に移動して処理されていることや、取運業のように産廃を積み込むところと卸す場所が他県（政令市）にまたがる場合を考えると行政処分の公平性、透明性の上から国としてその指針を示すことは当然かもしれない。いくら地方分権と云っても同じ法違反行為に対する行政処分が多少の差は許されるにしても大差があつては不平等感がつのる。

1. 用語の共通理解

私達がカンカンガクガクの議論をしていると

き、往々にして「ことば」に対する解釈（定義）が双方異なっているのに気づくことがある。まずは双方がその話す「ことば」「用語」を共通に認識し、解釈していないと、議論が脱線し並行線のままに終わり、やがて混乱する。そこで前述の「行政処分」の通知の中からいくつかの用語の解釈をご披露することにする。

まず、許可取消しの条文を読んでみよう。

法第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

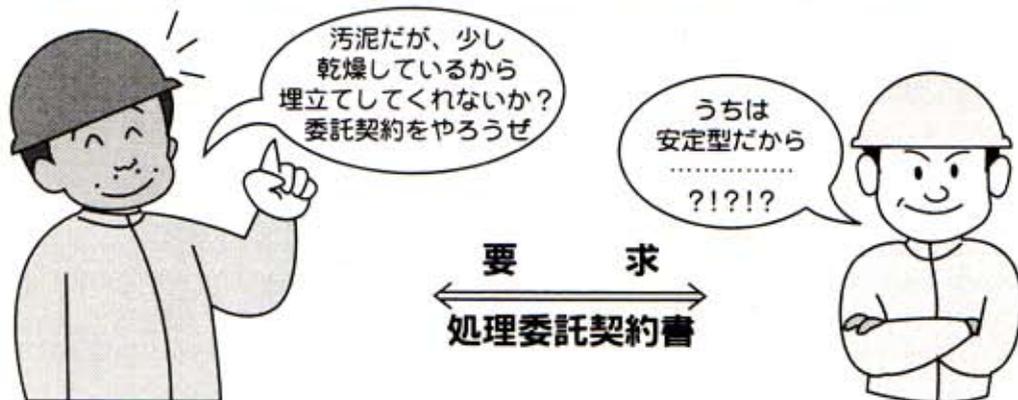
- 一 違反行為^〇をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求^一し、依頼^二し、若しくは唆^三し、若しくは他人が違反行為をすることを助けた^四とき。

この条文で示す※1～5は次のように解釈されている。

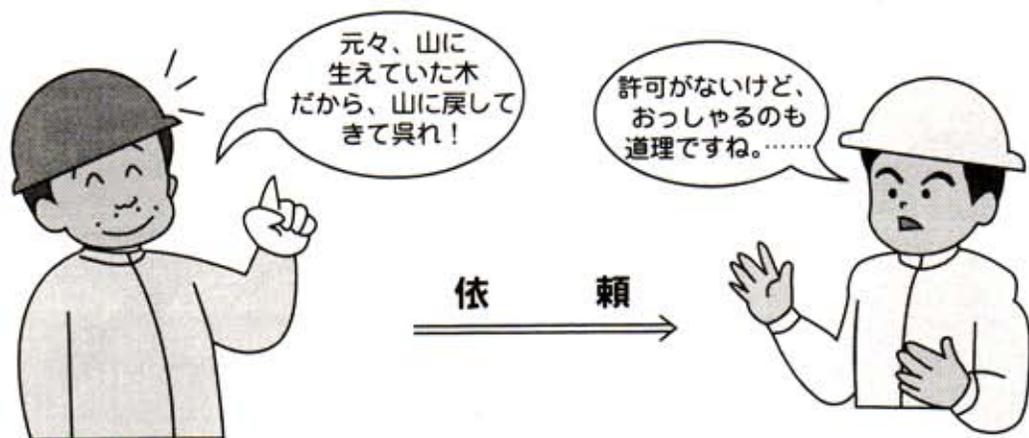


※1「違反行為」とは、この法律又はこの法律に基づく処分に違反する行為をいい、それによって刑事処分又は行政処分を受けている必要はないこと。したがって、捜査機関による捜査が進行中である場合又は公訴が提起されて公判手続が進行中である場合であっても、**違反行為の事実が客観的にあきらかである場合には、留保することなく速やかに処分を行うべきであること。**同様に、刑事処分において不起訴（起訴猶予）の処分が行われた場合であっても、これは犯罪の軽重及び情状、犯罪後の情況などを総合的に判断して検察官が訴追を行わないとする処分を行ったものであって、違反行為の事実は客観的にあきらかであることから、将来にわたる生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図ることを目的とする法の趣旨に照らし厳正な行政処分を行うべきである。

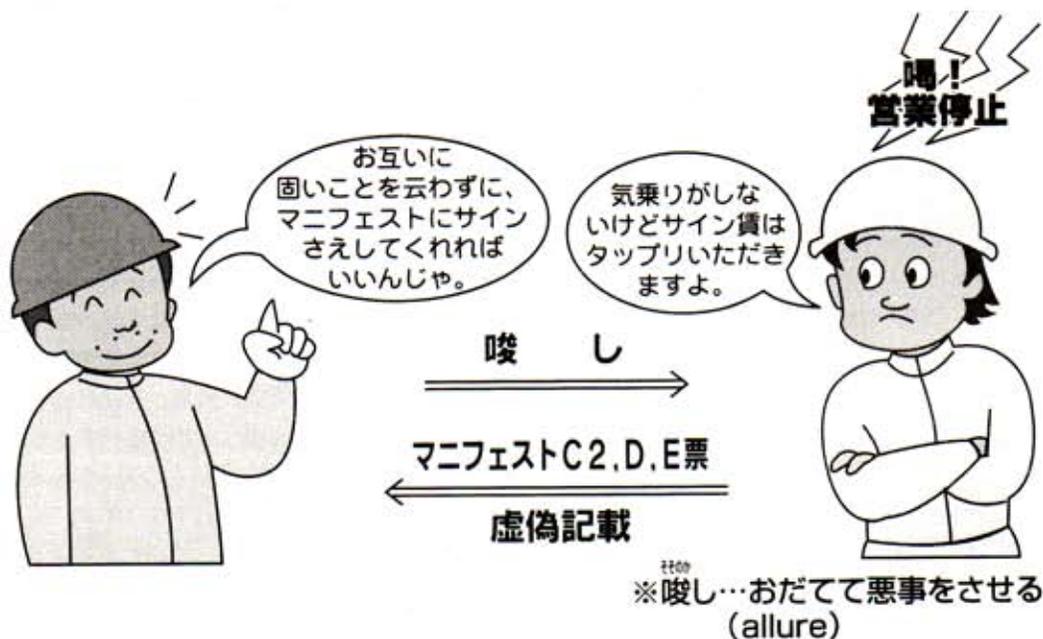
※2「要求」とは、他人に違反行為をすることを求めることをいい、相手方に違反行為をする意思を生じさせる必要はない。例えば、安定型産業廃棄物であると称してそれ以外の産業廃棄物（管理型産業廃棄物）の埋立処分を安定型最終処分場に委託する場合などが広くこれに該当する。



“喰い違ふ「定義」で議論が咬み合わず”

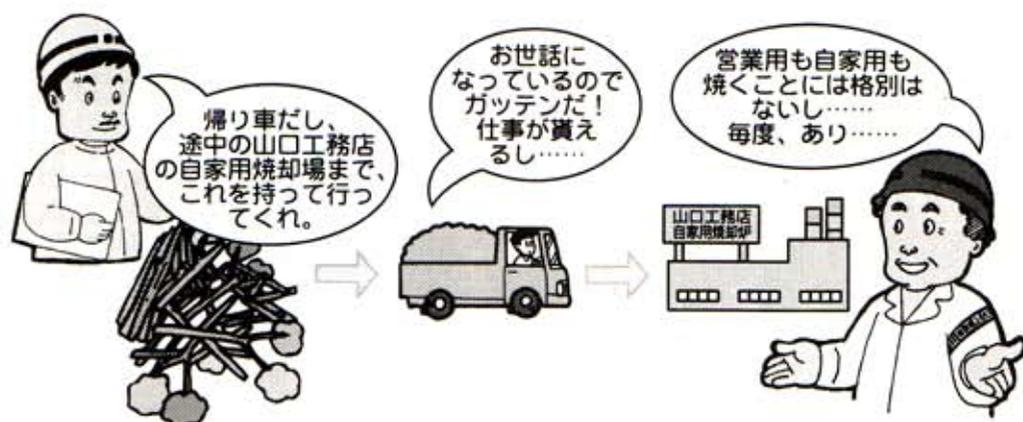


※3「依頼」とは、他人に違反行為をすることを頼むことであって、相手方には違反行為をする意思がある場合をいう。例えば、無許可業者に不法投棄を依頼した場合などが広くこれに該当する。



※4「唆し」とは、他人に違反行為を誘い勧めることをいい、違反行為をする意思のない相手方にその意思を生じさせる場合をいう。例えば、最終処分業者に最終処分が終了していないにもかかわらず、それが終了した旨の虚偽の記載をして産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）の写しを送付することを唆し、最終処分業者がそれに応じた場合などが広くこれに該当する。

※5「助け」とは、他人が違反行為をすることを容易にすることをいい、例えば、収集運搬業者が無許可業者の処分場まで運搬する場合などが広くこれに該当する。



コメント

日常的に余り気配りもせずに「要求」「依頼」「唆し」「助け」の単語が使用されているが廃棄物処理法とからめた用語の使用例を示したので、ご理解いただけたことと思う。

そもそも指針とは「手引き」のことであり、都道府県（政令市長）知事が行政処分を行うときの手引きであるので、この行政処分の指針による処分が全国で画一的に整然と実施されることを国は期待しても、事案はケースバイケースで微妙に異なるので、実施に当っては、その内容に小差はあるだろう。

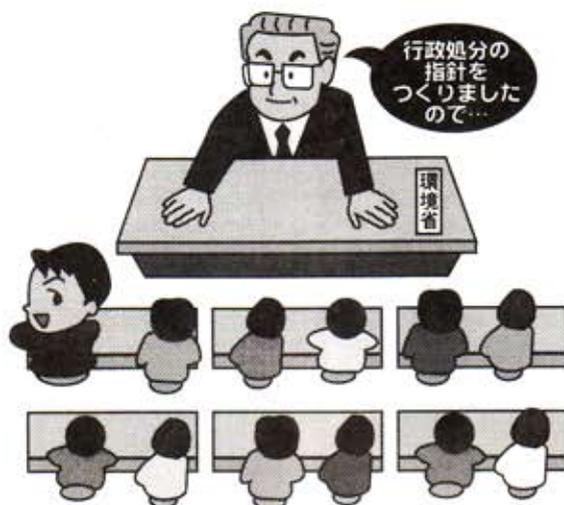
しかしながらダラダラとした行政指導からピリツと、わさびの効いた行政対応に移行することは間違いない。

法律違反者を弁護することはできない。我々は今まで以上に法律違反ゼロ作戦を真剣に考えねばならない。



“弁解の 余地をなくした 法違反”

part.2
行政処分
の
指針



1 指針策定の趣旨（環境省産業廃棄物課長通知）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるとともに、措置命令の対象が拡大するなど、大幅な規制強化の措置が講じられた。これまでも廃棄物の不適正処理を防止するための規制強化を行ってきた。しかし不法投棄や野外における廃棄物の焼却など不適正処分が依然として見受けられ、廃棄物処理に対する国民の不信を招く原因ともなっているのが現状である。従来、都道府県においては、違反行為に対して口頭の注意や指導票の交付といった行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられるところであるが、違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するため、この指針に留意の上、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

2 どんな内容か？

(1) 行政処分の迅速化について



違反行為を把握した場合には、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため速やかに行政処分を行うこと。特に、廃棄物が不法投棄された場合には、生活環境の保全上の支障

が生ずるおそれが高いことから、速やかに処分者等を知り、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること。

この場合、不法投棄として告発を行うほか、処分者等が命令に従わない場合には命令違反として積極的に告発を行うこと。また、捜査機関と連携しつつ、産業廃棄物処理業等の許可を速やかに取り消すこと。

(2) 行政指導について

行政指導は、迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的であるが、相手方の任意の協力を前提とするものであり、相手方がこれに従わないことをもって法的効果を生ずることはなく、行政処分の要件ではないものである。このような場合に更に行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分を行わない結果、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障の拡大を招くといった事態は回避されなければならないところであり、緊急の場合及び必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

この場合において、犯罪行為に該当する場合には捜査機関とも十分連携を図ること。

※行政手続法

(行政指導の一般原則)

第32条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。



(3) 刑事処分との関係について

違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、公訴が提起されていることを理由に行政処分を留保する事例が見受けられるが、行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものであるから、それを理由に行政処分を留保することは不適當であること。

むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにもかかわらず、廃棄物の適正処理について指導、監督を行うべき行政が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、廃棄物行政に



対する国民の不信を招きかねないものであることから、違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を持つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

(4) 事実認定について

行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査や報告徴収や関係機関との連携を積極的に活用し、事実関係を把握すること。



“言い訳が 立入検査で 崩れだし”

(5) 処分内容の決定

違反行為に対する処分の内容

許 可 の 取 消 し 等 の 要 件	処 分 内 容
<p>① 第14条の3第1号 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し、助けたとき。</p> <p>無許可営業（第25条第1号） 無許可変更（同条第2号） 事業停止命令・措置命令違反（同条第3号） 委託基準違反（同条第4号） 名義貸しの禁止違反（同条第5号） 施設無許可設置（同条第6号） 施設無許可変更（同条第7号） 廃棄物の投棄禁止違反（同条第8号） 委託基準違反、再委託禁止違反（第26条第1号） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号） 無確認輸出（同条第4号） 受託禁止違反（同条第5号） 無許可輸入（同条第6号） 輸入許可条件違反（同条第7号） 廃棄物の焼却禁止違反（同条第8号）</p>	許可取消し
<p>虚偽管理票交付（第29条第6号）</p>	事業停止90日
<p>施設使用前検査受検義務違反（第28条）</p>	事業停止60日
<p>管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第29条第1号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号） 管理票回付義務違反（同条第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 管理票写し保存義務違反（同条第5号） 電子管理票虚偽登録（同条第7号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第8号） 帳簿備付け・記載・保存義務違反（第30条第1号） 業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反（同条第2号） 維持管理事項記録・備付け義務違反（同条第3号） 処理責任者等設置義務違反（同条第4号） 報告拒否、虚偽報告（同条第5号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第6号） 技術管理者設置義務違反（同条第7号） その他の違反行為</p>	事業停止30日
<p>② 第14条の3第2号（事業の用に供する施設又は能力が産業廃棄物収集運搬業及び同処分業の許可基準に適合しなくなったとき）</p>	事業停止（必要な改善期間） 改善が不可能な場合は許可取消し
<p>③ 第14条の3第3号（産業廃棄物処理業許可申請者の欠格項目のいずれかに該当するに至ったとき）</p>	許可取消し
<p>④ 第14条の3第4号（許可条件違反）</p>	事業停止30日

part.3
**行政処分
 の
 指針**



産業廃棄物処理業の許可の取消し等

1 趣 旨

産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである。したがって、その基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに事業の停止を命ずるとともに、その基準に適合しないと判断されるに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずる。

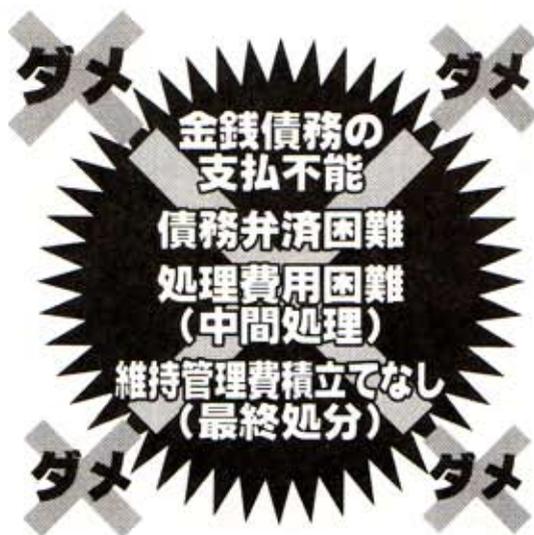
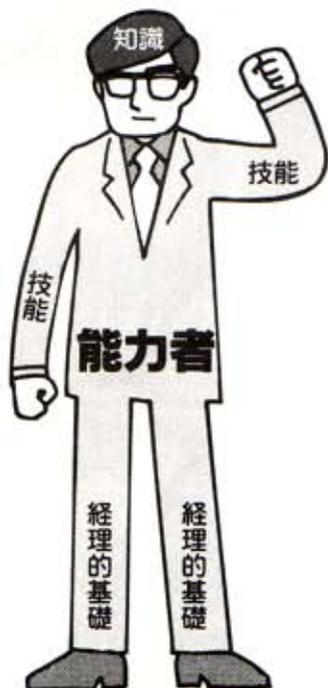
2 要 件

- (1) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（法第14条の3第1号）
 （用語は28ページ解説参照）
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可基準に適合しなくなったとき（法第14条の3第2号）
 - ① 事業の用に供する施設については、産業廃棄物の種類に応じ、その処理に適する施設を有しなくなることをいい、産業廃棄物処理施設である場合には、産業廃棄物処理施設の技術上の基準、又は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合しなくなることを含む。
 - ② 能力については、産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものである。

なお、金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、債務超過に陥っている法人等については、経理的基礎

を有しないものと判断して差し支えない。

同様に、中間処理業者にあつて未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が現に留保されていない場合や最終処分業者にあつて埋立処分終了後の維持管理に要する費用が現に積み立てられていない場合についても、経理的基礎を有しないと判断して差し支えない。



(3) 申請者が第14条第3項第2号^イから^ハまでのいずれかに該当するに至ったとき(法第14条の3第3号)

※6 法第14条3項第2号

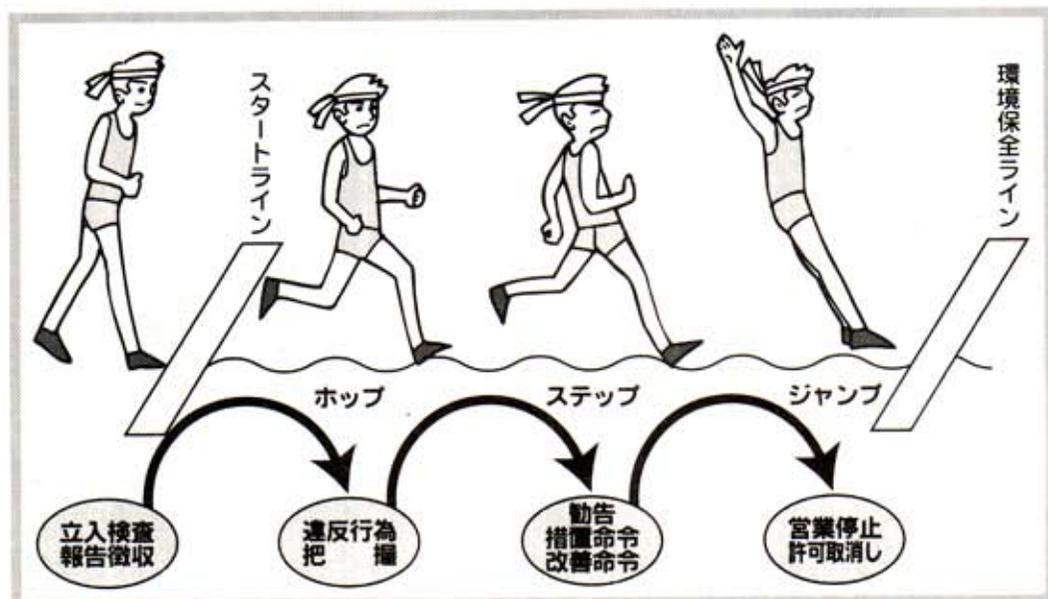
第1号 略

2 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 第七条第三項第四号イからホまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

“法違反 ストップをかけた 命令書”

- (4) 当該許可に付した条件に違反したとき（法第14条の3第4号）条件違反とは産業廃棄物処理業者により法に規定する基準が遵守され、かつ、生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないように、業の遂行に当たっての具体的な手段、方法等について都道府県知事が許可に付した条件に違反することをいうものである。



★コメント★
**悪貨は良貨
 を
 駆逐する**

今流通している金貨と同じ額（名目価値）の金貨で金の含有量の少ない（実質価値の少ない）金貨を出まわせると、悪い金貨だけが支払いにあてられ、良貨は各人に隠匿されて市場から姿を消す、というイギリスの財政家グレシャムのことば。「グレシャムの法則」といわれる。（ことわざ格言集：長谷川凱久著）

我々の業界でも同じことだ。処理基準を守り、質の高い処理をしようとする当然ながら、設備投資が必要で、処理単価も高くなる。一方、設備投資もせず、不適正処理をすれば処理単価は低くなる。不景気の昨今、処理費の安い方へ「物」が流れるのは市場原理である。これに歯止を付けているのが厳しくなった「排出者責任」であり、悪貨とも云うべき不適正処理の一掃である。悪貨が良貨を駆逐するグレシャムの法則へのチャレンジとも云えよう。

悪貨を素早く駆逐して良貨のみの社会を取り戻す行政努力が「行政処分の指針」であると理解している。

“アウトロー 三段跳びで 駆逐する”

part.4 行政処分 の 指針

産業廃棄物処理施設の 設置許可の取消し等

1 趣 旨

産業廃棄物処理施設の許可制度は、最終処分場、焼却施設など一定の産業廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること、施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境及び周辺の地域に適正な配慮がなされたものであることなど、一定の要件を具備すると認められると

きに限り許可することより、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全を図るものである。したがって、その基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに施設の使用の停止を命ずるとともに必要な改善を命じ、さらに、必要な改善を講じることが不可能であると判断されるに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること。



2 許可取消しの要件

次のいずれかに該当すると設置許可取消しの要件になる。

- ① 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法令に規定する技術上の基準又は該当産業廃棄物処理施設の許可に係る申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき（法第15条の3第1号）
- ② 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。（法第15条の3第2号）

これは産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであり、特に最終処分場にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が積み立てられていない場合には、経理的基礎を有しないと判断される。

- ③ 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。(法第15条の3第3号)
- ④ 産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第3項第2号^アイからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。(法第15条の3第4号)※7 23ページ参照
- ⑤ 産業廃棄物処理施設の設置者が当該許可に付した条件に違反したとき。(第15条の3第5号)
これは産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであることを担保するために、施設の設置及び維持管理に当たっての具体的な手段、方法等について都道府県知事が許可に付した条件に違反することをいう。

法律違反には3つの ペナルティーが...

- 刑事罰 (罰金)
- 行政罰 (措置命令、営業停止)
- 社会罰 (公表)



“法違反 おまけがついて 社会罰”

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な 処理の推進について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特措法」という。）が、本年6月22日に公布され、本年7月15日から施行されましたので、その概要等について記載します。

1 背景

我が国においては、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を使用した高圧トランス・コンデンサをはじめとするPCB廃棄物について、処理体制の整備が著しく停滞し、長期にわたり処分されず、事業者において保管が行われてきましたが、処分の目途がない長期にわたる保管が継続する中で、高圧トランス・コンデンサの不明、紛失が発生し、PCBによる環境汚染が懸念されています。

世界的にも、一部のPCB使用地域から全く使用していない地域への汚染の拡大が報告されたことなどを背景として、国際的な枠組みでの取り組みが始まっており、我が国においても、PCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが急務となっています。

2 PCBとは

○ PCBの性質

PCBは、水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

○ PCBの毒性

脂肪に解けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

また、分解されにくく、広範に環境中に残留していることが知られています。

○ PCBの用途

国内では、昭和47年までに54,001 tのPCBが使用されており、主な用途では、電気機

P C B の 用 途

用途大別	製品例・使用場所
絶縁油 トランス用 コンデンサ用	ビル・病院・鉄道車輛・船舶等のトランス 蛍光灯・水銀灯等の安定器、冷暖器・洗濯機・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用、モーター用等の固定ペーパーコンデンサ、直流用コンデンサ、蓄電用コンデンサ
熱媒体（加熱と冷却）	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油余熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加材
可塑剤 絶縁用 難燃用 その他	電線の被覆・絶縁テープ ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴム等に混合 接着剤、ニス・ワックス、アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノーカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料、印刷インキ
その他	紙等のコーティング、陶器ガラス器の彩色、カラーテレビ部品、農業の効力延長剤、石油添加物剤

器の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

3 特措法の概要

○ 目的等（第1条）

P C B 廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、P C B 廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

○ 定義（第2条）

P C B 廃棄物とは、P C B、P C B を含む油又は P C B が塗布され、染み込み、付着し、

若しくは封入された物が廃棄物となったものをいう。

事業者とは、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者をいう。

○ PCB廃棄物処理基本計画（第6条）

環境大臣は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するためのPCB廃棄物処理基本計画を定め、これを公表しなければならない。

○ PCB廃棄物処理計画（第7条）

都道府県又は政令で定める市は、廃棄物処理法第5条の3第1項に規定する廃棄物処理計画及びPCB廃棄物処理基本計画に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定め、これを公表しなければならない。

○ 保管等の届出（第8条）

事業者及びPCB廃棄物を処分（再生することを含む。以下同じ。）する者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。）に届出なければならない。

○ 保管等の状況の公表（第9条）

都道府県知事は、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表する。

○ 期間内の処分（第10条）

事業者は、期間内（法律が施行された日（平成13年7月15日）から15年）に、そのPCB廃棄物を処分しなければならない。

○ 譲渡し及び譲受けの制限（第11条）

何人も、環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲渡し、譲り受けてはならない。

○ 改善命令（第16条）

環境大臣又は都道府県知事は、事業者が期間内に処分することに違反した場合において、必要があると認めるときは、期限を定めて、当該PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○ 立入検査等（第18条）

環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、事業者等の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はPCB廃棄物を無償で収去させることができる。

○ 罰則（第24条～27条）

3年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれの併科

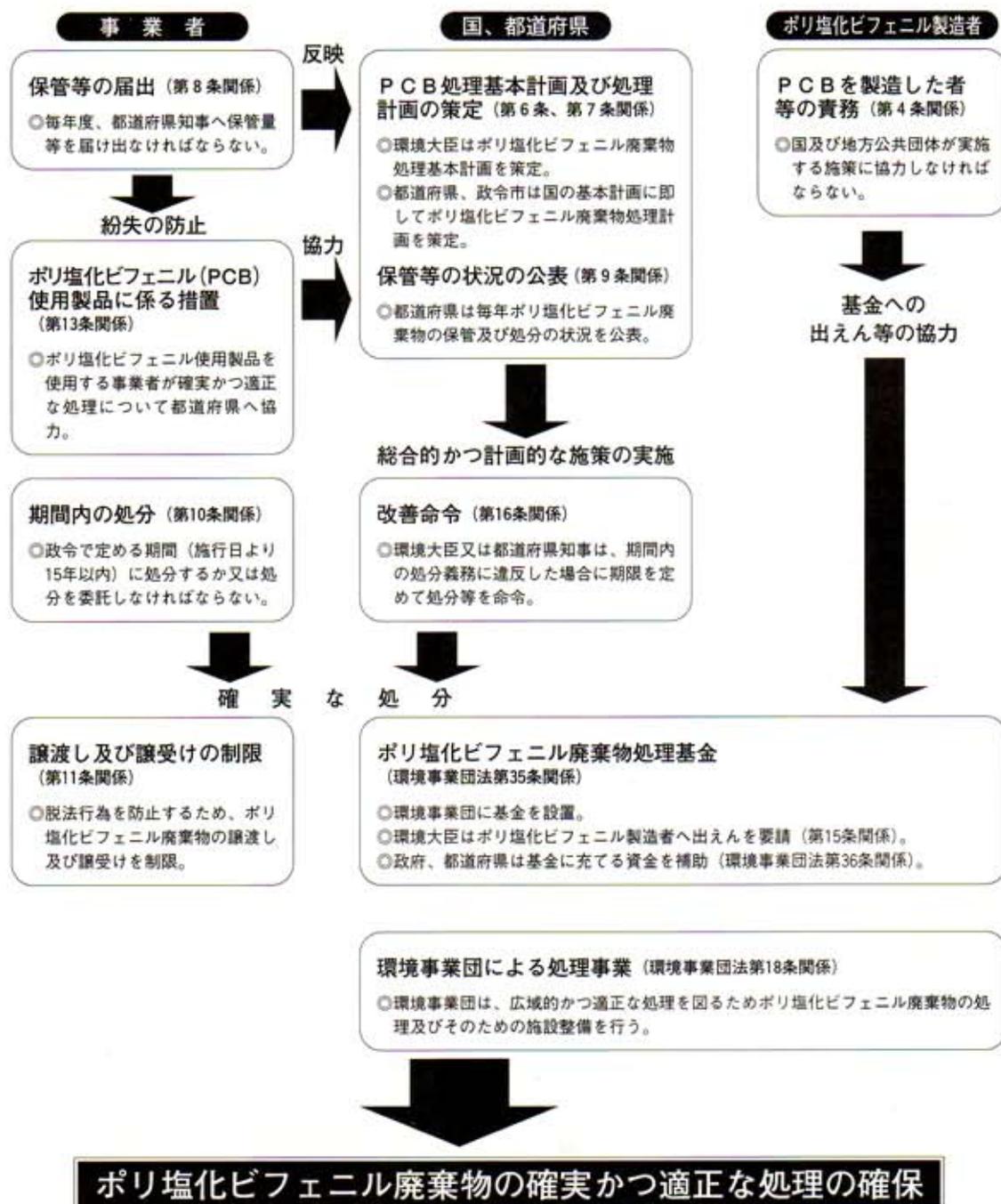
PCB廃棄物を譲り渡し、譲り受けた者

改善命令に違反した者

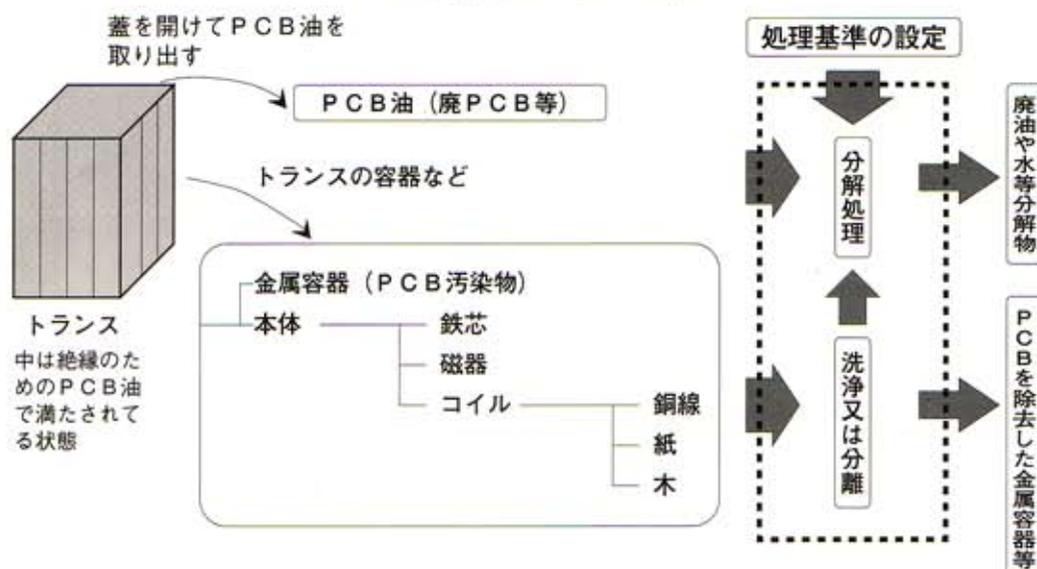
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

保管等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法の体系



PCB廃棄物の処理の方法



PCB廃棄物の処理技術・基準

○ PCB廃棄物の処理基準

PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく処理方法によりPCBを安全に分解等することのできる処理を行うことが求められる。

廃PCB等 (PCB熱媒油、トランス・コンデンサの絶縁油) の処理基準

- ①高温焼却：PCBを予熱し粘度を下げ、微細な液滴として1100℃以上の炉に噴霧し焼却
- ②脱塩素化分解：PCBとアルカリ剤等を50～350℃、常圧で混合し、化学反応によりPCBの塩素基を水素基や水酸基と置換してビフェニール類に分解
- ③水熱酸化分解法：酸化剤等を混合し、高温高压 (374℃、22MPaの臨界点を越えた超臨界状態又はそれに近い状態) 水中にPCBを吹き込むとPCBが二酸化炭素、水、塩酸に分解
- ④還元熱化学分解法：還元雰囲気の高温 (1400℃) に維持された熔融金属中でPCBが分解又はPCBを無酸素水素雰囲気中、加熱することでPCBが脱塩素化 (還元反応) され分解
- ⑤光分解法：PCBとアルカリ剤等を約60℃、常圧で混合し、紫外線を照射することでPCBの塩素基が脱離し、1～2塩化ビフェニルやビフェニル等となり、さらに、1～2塩化ビフェニルを触媒によりビフェニルまで脱塩素化、又は、PCB分解菌による生物処理による無機化

PCB汚染物 (トランス、コンデンサ等の容器・部材、感圧複写紙等)

- ①高温焼却
- ②洗浄：溶剤洗浄又は水系洗浄によりPCBを除去
- ③分離：真空加熱設備によりPCBを蒸発させ、冷却コンデンサで凝縮・液化することによりPCBを回収
- ④分解：
 - ・酸化剤等を混合し、高温高压 (374℃、22MPaの臨界点を越えた超臨界状態又はそれに近い状態) 水中にPCBを吹き込むとPCBが二酸化炭素、水、塩酸に分解 (水熱酸化分解法)
 - ・PCBを無酸素水素雰囲気中、加熱することでPCBが脱塩素化 (還元反応) され分解 (還元熱化学分解法)

P C B 廃棄物保管事業者の届出について

P C B 廃棄物を保管している事業者のみなさんは、毎年度その P C B 廃棄物の保管等の状況に関して都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ）に届けなければなりません。平成13年度は7月15日現在の保管等の状況について、8月31日が届出書の提出期限となりますが、まだされていない方は、早急にお願いたします。なお、平成14年度以降は、6月30日が届出期日とされています。

附則様式

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

都道府県知事
(市長)

殿

平成 年 月 日

届出者
住所氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
資本の額又は出資の総額
従業員数
業種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成13年7月15日におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況等を届け出ます。

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	電話番号
事業場の所在地		

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

廃棄物の種類 番号	数量(単位)	廃棄物の型式		容量	保管容器の性状	管理の別	状況	参考事項
		製造者名	製造年月					
		製造番号	製造年月	容量	性状	別	状況	
合計								

(日本工業規格 A 列4番)

(第2面)

②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

製品の種類	番号	量(単位)	製品名		製造番号		型の製造年月		式容量等		使用の状況	参考事項	項目
			製造者	名	製造者	号	型	製造年月	式	容量等			
合 計													

③届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額		住所		代表者の氏名		資本の額又は出資の総額	
法人の名称	所有する株式の株数、出資口数又は出資価額割合	住 所		代 表 者 の 氏 名		資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	

(第3面)

備考

1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、平成13年8月31日までに提出すること。
2. 「業種」には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）による分類を記入すること。
3. 「②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）
5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあっては種類ごとにそれぞれ先頭に「③-」を加えた整理番号（例：③-001）を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあっては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないうときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
6. 「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどのその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないうときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
7. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。（例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」）
8. 「固い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の固いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
9. 「分別・洗いの別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
10. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
11. 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」）
12. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニルを使用する製品）の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
13. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。（例：○×工場の第一機械室で変圧器として使用）
14. 整理番号ごとにそれぞれそのポリ塩化ビフェニル廃棄物（製品）が特定できる写真を添付すること。
15. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
16. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者用)

平成 年 月 日

都道府県知事
(市長又は区長)

殿

届出者

住所
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

資本の額又は出資の総額

従業員数

業種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況等を届け出ます。

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名
事業場の所在地	電話番号

①前年度の4月1日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類 番号	廃棄物 製造者名 製造番号 製造年月	型式 容量	等 容量	保管 容器の性状 開い等の有無	の 分別・混在の別	状況 漏れ等のおそれ	参考事項
合計							

(第2面)

②前年度中に新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	廃棄物の種類 製造者名	製造番号	製造年月	型式	容量	等級	発生年月日	発生場所	参考事項
合 計										

③前年度中に他の事業場から移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	廃棄物の種類 製造者名	製造番号	製造年月	型式	容量	等級	移動年月日	移動元の事業場の名称及び所在地	移動元での番号	参考事項
合 計											

(第3面)

④前年度中に他の事業場へ移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	廃棄物の種類 製造者名	製造番号	製造年月	型式	容量	等	移動年月日	移動先の事業場の名称及び所在地	参考事項
合 計										

⑤前年度中に自ら処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	廃棄物の種類 製造者名	製造番号	製造年月	型式	容量	等	処分年月日	処分方法	処分後の廃棄物の種類、 処分方法及び処分先	参考事項
合 計											

(第4面)

⑥前年度中に処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物(電子情報処理組織の使用の有無:)

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の製造番号		製造年月	型式	容量	等	運搬方法	引渡し年月日	処分受託者の名称及び事業場の所在地	参考事項
			製造者名	製造番号								
合計												

⑦前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の製造番号		製造年月	型式	容量	等	保管容器の性状	管の性状	状況	参考事項
			製造者名	製造番号								
合計												

(第5面)

⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

製品の種類	番号	製品量(単位)	製品の製造番号			型式	容量等	使用状況	参考事項	項目
			製造者名	製造年月	製造番号					
合 計										

⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額		住所	代表者の氏名	資本の額又は出資の総額
法人の名称	所有する株式の株数、出資口数又は出資価額の割合			

(第6面)

備考

1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、6月30日までに提出すること。
2. 「業種」には、日本標準産業分類(平成5年10月総務庁告示第60号)による分類を記入すること。
3. 「⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあっては種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成13年度の状況を届け出る場合の例：13-001)を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあっては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないうきは、保管する容器ごとに番号を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
6. 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどのその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないうきは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
7. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。(例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」)
8. 「古い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の固いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
9. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在しているかの別を記入すること。
10. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
11. 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」)
12. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニルを使用する製品)の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
13. 「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分方法を具体的に記入すること。(例：焼却、脱塩素化分解)
14. 「処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類、処分方法及び処分先を記入すること。
15. 「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。
16. 「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を運搬業者又は処分業者が引き渡した年月日を記入すること。
17. 「引渡受託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分受託者の名称及び処分業者が受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を実際に行う事業場の所在地を記入すること。
18. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。(例：○×工場の第一機軸室で変圧器として使用)
19. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬又は処分については、産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらA3判以下の書類を添付することができないう場合は、当該これらの書類に代えて、当該これら書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条第5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないうきは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
20. 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、その前年度までに届出書に写真を添付していないものについては、整理番号ごとにそれぞれ廃棄物又は使用していたポリ塩化ビフェニル廃棄物が特定できる写真を添付すること。
21. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
22. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

不適正処理防止パトロールについて

岐阜市環境部環境管理課

1 はじめに

20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄といった高度経済成長期のつけは、21世紀においても地球環境に大きな悪影響を与え続けています。それが今、廃棄物の抑制、リサイクル、減量という循環型社会経済へ移行しております。中間処理施設の不足、最終処分場の逼迫化による収集運搬や処分費の高騰により不法投棄、野外焼却等の不適正処理が多発しています。

岐阜市においても悪質な不法投棄や野外焼却も多く見られ、市民の関心も高いものになっています。特に野外焼却は本年4月1日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により一部の例外を除き全面的に禁止となりました。

岐阜市の自然を将来の世代に引き継ぐために、市民・行政・関係機関が一丸となって不適正処理の防止対策に取り組んでおります。

2 廃棄物不適正処理防止対策

廃棄物の不適正処理防止と早期発見を図るため、県では平成9年1月、あらゆる関係機関が連携を強化して総合的に懸案に対応していくため、「地域廃棄物不適正処理対策連絡会議」が設置されました。この会議は、県の機関ほか市町村、警察署、消防署で構成され、県内の地域振興局、地域事務所に設置されています。定期的に会議を開催し、合同パトロールを実施して、不適正処理事案に対処しております。このパトロールが「スカイ&ランドパトロール」で防災ヘリコプターによる空からの監視班と車両による現場指導班を連動させた空陸一体のパトロールであります。設置後は、月1回を原則に平成9年から継続して実施しております。巡回の数を重ねるごとに野外焼却の減少などその効果も現れており、今後もより効果的なパトロールを実施することにより、野外焼却、不法投棄等不適正処理の監視活動を強化していきます。

3 不法投棄の現状

岐阜市の不法投棄件数は、平成11年4月に不法投棄防止対策事業がスタートして以降市民からの通報やパトロールでの発見件数が、平成11年度は2,682件、平成12年度1,694件となっております。平成11年度が1,000件程度多かったのは、不法投棄防止対策事業スタート以前に投棄されてそのまま放置されていたもの、平成11年10月の粗大ごみ有料化による処理手続きの煩雑さから不法投棄されたものと考えられ、一般廃棄物がほとんどを占めております。幸い、産業廃棄物の大量投棄は現在のところほとんどありませんが、一方で、建設業者等の廃棄物の過剰保管、野外焼却等の不適正処理が見られます。

不法投棄場所については、道路への投棄が最も多いのですが、長良川等の河川敷や山林等の車両の進入できる人目につきにくい場所に投棄されるケースが多く見られ、市内における不法投棄常習箇所は二十数カ所におよびます。

4 スカイ＆ランドパトロールの実施

平成13年6月29日、岐阜地域振興局と関係市町の廃棄物担当職員からなるヘリコプター班は県の防災ヘリコプターに乗り各務原市内のヘリポートから監視活動に飛び立ちました。また、地上班は午前9時30分に羽鳥班と岐阜市南部班の2班に分かれて、それぞれの監視地区のパトロールに出動しました。地上班はヘリコプター班の飛行経路（主な監視地点）から野外焼却等の情報が入った段階でヘリコプターの誘導により通報地点へ急行し、現場の状況確認を行い、必要があればその場で実行者に指導をおこないます。それ以外にも地上監視箇所を巡回し不法投棄、野外焼却の監視を行いました。我々の岐阜市南部班は岐阜地域振興局各課、南警察署、市消防本部、市職員の7人編成の班と、新聞取材陣が同行して3台の車で岐阜市南部地区をパトロールしました。

南部地区の境川周辺、新荒田川の河川敷、道路の高架下等が不法投棄の常習箇所であります。最近パトロールから遠ざかっていた新荒田川沿いの西川手地区に向かっていくと前方の河川堤防道路の両側に多数の路上駐車車両がありました。パトロール車から降り現場の状況を確認すると、駐車車両の間にナンバーの取り外した放置車両が十数台あり窓ガラスも壊されていました。その車内にはごみが満載されていました。約30メートルの区間には、廃タイヤが数十本、バッテリー、家電製品、家具、ビニール、空き缶など各家庭から出る不要物が所せましと散乱していました。「何度も見かけた光景だが何度見ても心が寒くなる」。幅6メートルほどの道路が放置車両とごみの山で通行出来ないようになっていました。



ヘリコプター班の誘導で地上班が不適正処理の現場をパトロール

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により不法投棄については、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科」となるなど規制も罰金も厳しくなっているにもかかわらずこのような状況であり、規制を厳しくしても殆ど効果が上がっていないのが現状であります。「一台の放置車両、一袋のごみが新たなごみを呼ぶ」。「ひとりの心ない行為が何人もの違法行為を誘発する」。この現場は数年前にも同様の状況であったため撤去したことがあります。イタチごっこにならないよう継続的な監視が必要となります。この堤防道路は早朝から市場関係者が利用しますが、午後から深夜は人通りが少なく、四六時中監視するわけにも行かずお手上げ状態です。このように投棄物が多種多様な場合は、投棄者の特定は殆ど

出来ないのが現状であります。従って、行為者に除去を命ずることが不可能であり、結局は税金を使って行政が撤去・処分する事となります。今回の「スカイ&ランドパトロール」で野外焼却2件、廃棄物の不適正保管6件、不法投棄3件が確認されました。

5 おわりに

今回の不法投棄事案は、最近のパトロールにおいては量的にも種類のにも多い方ではありましたが過去にはもっとひどい事案が多数ありました。平成9年の実施から現在まで、その対応に多くの時間と労力、費用を費やしております。このようにひとたび大規模な不法投棄事案が発生すると、大量の廃棄物を撤去・処分し原状回復するのは容易なことではありません。不法投棄をなくすことが第一ではありますが、いかに早く不適正事案を発見し、少ないうちに問題を解決することも不適正処理対策の鍵となります。今後も早期問題解決のため通報の受理体制や指導体制等の整備、強化を推進してまいりたいと考えています。

また、家電リサイクル法施行に伴う家電製品の不法投棄や野外焼却禁止規定施行に伴う指導体制の強化など、今後も不適正処理事案の対応は益々繁忙が予想されます。廃棄物に対する市民の意識の高揚を図りながら、不適正処理事案の絶無を期し、廃棄物処理業界の適正処理を一層推進することが良好な環境を維持する上で最も重要であると考えております。市内の不法投棄の大半を占める一般廃棄物については、それが新たな不法投棄の呼び水となるのを防止するため、投棄者不明の場合は市が早い段階で撤去するようにしていますが、これが投棄者の「捨て得」とならないよう配慮しなければなりません。産業廃棄物については、中間処分場・最終処分場が不足しており、今後ますます産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の増加が予測されます。

市民の多くは不法投棄の直罰を経験しない限り駐車違反ぐらいの感覚で軽く考えている人たちがいるのではないかと思います。現実に市内に於いても毎年十数人の投棄者たちが警察に検挙されている事を認識すべきです。そうなってみて始めて「厳しい法律があるんだ」と気づくのではないのでしょうか。

市役所（行政）本来の仕事の目的は、あくまで野外焼却等の不適正処理や不法投棄の未然防止、廃棄物の適正処理の指導徹底が重要な仕事であり、警察等の取り締まりとは役割分担がおのずと分かれています。これらの役割分担を認識したうえで監視指導体制の充実、警察や関係部局との連携、マスコミ等の協力を得ながら市民・事業者等への意識啓発を進め、市民ひとりひとりが地域の環境を自分たちで守っていこうという意識づくりを図っていきます。

ごみ処理体制の充実



北方町長 白木 聡

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、東が県都である岐阜市に隣接し、西が大垣市に近接する総面積5.17km²の平坦な地形にあります。このような恵まれた地勢的な条件により、人的、経済的にも県中心部の交流における中間地点としての地の利を得ています。

今日、ごみ処理問題の解決は、国、地方を通じた緊急の課題となっており自然環境を守るためには、町民、事業者及び行政とが一体となって廃棄物の減量化を推進しなければなりません。

本町におけるごみ処理は、生ごみについては20市町村による西濃環境整備組合において処理し、その他の可燃ごみや資源ごみについては、町の衛生センターで処理しています。本町から排出された生ごみは、西濃環境整備組合の構成市町村の中では、住民一人あたりの排出量は依然として最も多くなっています。町の衛生センターで処理している可燃ごみについても増加傾向にあるため、資源ごみ

の分別再生を図るなどの施策を講じていますが、問題解決には至っていません。

これは、衛生センターが狭隘なためストックヤードが確保できず、思うように資源ごみの回収が進まなかったり、ごみ減量化のために推進してきた家庭簡易焼却炉の使用が廃止されたこと等により可燃ごみが増加したものと考えられます。

今後は新たな施設リサイクルセンターなどの建設をはじめ、時代に応じた施策を検討していく必要があります。また、衛生センターでの可燃ごみの焼却にあたっては、近年のダイオキシン類の発生と健康障害の関係が明らかになるにつれて、法的整備が進み平成12年1月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、焼却炉の構造、運転管理及び公害防止規制も強化されてきました。幸い本町においては適正な管理を進めているため、基準値を大中に下まわっているものの、平成14年12月にはさらに規制が強化され、必要に応じて施設改善も検討しなければなりません。一方で焼却灰などの最終処分場を所有しない本町では、当分の間他県の廃棄物処分業者と委託契約を締結し搬入しているものの、最終処分場の逼迫や地元住民との感情問題などにより長期継続することは困難であるため、早期に広域事業として推進しなければなりません。

今後一層のリサイクルの推進を図りつつ西濃環境整備組合の運用を含め、広域で対処していく長期的処理施設を検討していく必要があります。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご活躍を祈念申し上げます。

ごみの減量化対策



川辺町長 佐藤光宏

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、濃尾平野の北端に位置し、中央を南北に飛騨川が流れ、北方には標高633mの納古山を望み、東西3.7キロ、南北10.3キロ、面積41.18平方キロメートル、人口約1万1千人の町です。

町の中央を流れる飛騨川には岐阜県川辺漕艇場があり、全国有数のポート場として県内外を問わず親しまれております。

さて、廃棄物の処理問題をはじめとして、環境への負荷を少しでも軽減する施策は、住民の願いであり行政の課題でもあります。

本町における一般廃棄物の処理につきましては、2市9町村で構成する可茂衛生施設利用組合の「ささゆりクリーンパーク」へ平成11年4月からごみの有料化を図り、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを搬入しています。

可燃ごみ・不燃ごみは町指定のごみ袋を使

用し、粗大ごみは専用のシールを添付するシステムも2年間が過ぎ概ね定着してきました。

資源ごみも「ささゆりクリーンパーク」で収集する食用缶類と食用ビン類、そして町内を拠点回収するペットボトル・発泡トレイ・乾電池・紙パック・蛍光管などがあります。これら多くの種類の分別指導をする保健環境推進員を143名委嘱し、町民に対し分別指導を行っています。

また、新聞紙・雑誌・ダンボール等資源集団回収も小中学校をはじめ各種団体により実施され、それぞれ奨励金を交付し集団回収にて再資源化を図っています。

さらに、ごみの減量化対策として電気式生ごみ処理機1台に購入費用の40%（最大20,000円）、コンポスト容器購入費用の40%（最大3,000円）、ボカシ肥料や容器は半額助成を実施して更なる減量に取り組んでいます。

町内のボランティア団体が昨年度から研究的に生ごみを堆肥化することによって年間約5%分を有機農法に活用し減量化に貢献もしています。

このような施策をとおしてごみ減量に町民、行政が一体となって推進していますが、課題も多く残されており、今後より一層の啓発活動と県に対しては有効な手だての研究・開発を望むところです。

終わりにあたり、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍を祈念申し上げます。

不適正処理対策の推進

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

不法投棄、野焼き等の不適正処理の事例が後を絶たないことから、県では、県民のみならず、市町村、隣接県、関係団体等の協力を得て、不適正処理事案の早期発見、早期対応を図るとともに、当該事案に対しては関係機関と連携を密にして厳正な措置を講ずることとしています。

1 県境における路上検査の実施

- ・ 隣接県と協力して、県境主要道路において検問等を実施しています。

2 スカイアンドランドパトロール

- ・ 空と地上とで、連携をとりながら、山間部、河川敷等の監視を実施しています。

3 夜間休日監視パトロール

- ・ 行政の監視の手薄な夜間休日のパトロールを民間の警備会社に委託して実施しています。

4 県民総ぐるみ体制の充実

- ・ 現在、各地域振興局ごとに、不適正処理対策連絡会議を設置し、県、市町村、警察消防等、合同でパトロールを実施している。
- ・ 「廃棄物監視モニター」を設置、「岐阜県廃棄物インターネット110番」を開設など、県民総ぐるみ体制で不適正処理対策を実施しています。
- ・ 郵便局職員が不法投棄等を通報する体制を整備しています。

ゼロ

0への挑戦

石膏ボード端材分別装置

RECOMシリーズ



改正廃掃法により、石膏ボードは全て管理型処分が義務付けられました。

RECOMは廃石膏ボードを石膏・紙に分離する装置。現在、北海道から九州の各地において数十台の導入実績を持ち御愛顧いただいています。写真左の200システムはコンパクトさが受け、写真右の400Aシステムはショベル等の重機投入が可能、ランニングコストが安価です。

RECOMは石膏ボード端材を「揉み解す」機工で処理し、騒音・振動・粉塵の数値が少なく作業性抜群。分離後の石膏・紙はマテリアルリサイクルとしての要件を備え、注目されています。地球にやさしい処理でRECOMはボードくず0(ゼロ)を目指します。

総販売元

チヨダセラ株式会社

電話 (0593) 63-5566 FAX (0593) 64-5215

三重県三重郡川越町高松 928 番地

URL : <http://www.pcs.ne.jp/cydcera>

製造元

渡部工業株式会社

電話 (0593) 65-8275 FAX (0593) 64-9808

三重県四日市市天ヶ須賀 1 丁目 8 番 26 号

URL : <http://www.watabe-ind.co.jp>

平成13年度第2回各委員会開催

本協会各委員の任期満了にともない、新委員が第3回理事会において選任され、平成13年度新委員による各委員会が7月25日から27日にかけて開催されました。会議では、各委員会ごとの委員長、副委員長の互選を行いました。また、平成13年度の今後の事業推進等について協議し、それぞれ決定されました。

◇適正処理委員会

(7月25日午前10時30分から)

議題

1. 委員長・副委員長の選任について
委員長に田中一郎、副委員長に粥川長司、竹中 靖委員を選任。
2. 組織強化事業について
平成12年度新規許可取得者等に対して加入啓発を促進する。
3. 2001 N E W環境展について
名古屋会場 (11月8日～11日) の開催について
1小間(3 m×3 m)出展することに決定。
4. その他情報交換

◇研修指導委員会

(7月26日午前10時30分から)

議題

1. 委員長・副委員長の選任について
委員長に水谷重雄、副委員長に白井清三委員を選任。
2. 組織強化事業について
平成12年度新規許可取得者等に対して加入啓発を促進する。
3. 施設の視察について
視察研修会と会員研修会の実施についてを検討する。

4. 2001 N E W環境展について
名古屋会場 (11月8日～11日) の開催について
1小間(3 m×3 m)出展することに決定。
5. その他情報交換。

◇総務委員会

(7月26日午後1時30分から)

議題

1. 委員長・副委員長の選任について
委員長に清水道雄、副委員長に鈴木兼利、三浦 茂委員を選任。
2. 組織強化事業について
平成12年度新規許可取得者等に対して加入啓発を推進する。
3. 2001 N E W環境展について
名古屋会場 (11月8日～11日) の開催について。
1小間(3 m×3 m)出展することに決定。
4. その他情報交換。

◇広報編集委員会

(7月27日午前10時から)

1. 委員長・副委員長の選任について
委員長に山村けい、副委員長に野村清晴委員を選任。
2. 組織強化事業について
平成12年度新規許可取得者等に対して加入啓発を促進。
3. 「ぎふ保全協会報」第48号の編集方針について
4. 2001 N E W環境展について
名古屋会場 (11月8日～11日) の開催について
1小間(3 m×3 m)出展することに決定。
5. その他情報交換。

平成13年度産業廃棄物処理関係 各種講習会開催結果報告

8月3日に「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」が岐阜県水産会館、9月11日～12日に「産業廃棄物処理業の許可申請に関する新規講習会（収集運搬課程）」がサンレイラ岐阜において開催されました。開催状況は次表のとおりです。

・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
8月3日	120名	136名	1名	135名

・産業廃棄物処理業の許可申請に関する新規講習会 収集運搬課程

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
9月11日 ～12日	120名	138名	4名	134名

全国正会員事務局 責任者会議の開催

社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局責任者会議が平成13年9月21日(金)午後1時30分から東京・日本海運倶楽部2Fホールにおいて、各協会の事務局責任者が出席して開催され、当協会からは、林専務理事が出席しました。

会議の主な内容は、下記の通りです。

1. 許可申請に関する講習会等の今後の方向について
(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 横野克巳 常務理事より説明)
2. 公益法人に対する見直しの状況について
3. マニフェストに関する動向について
4. 全国正会員事業研修の実施について
5. その他連合会配布資料等について
①海外調査団の派遣者について
②連合会の行事予定(下半期)について
6. 協会運営に関する情報交換
7. その他

解体工事施工技士（平成13年度） 第9回資格試験のご案内

「解体工事施工技士」資格は、解体工事施工に関する唯一の総合的な資格です。

試験実施日：平成13年12月2日(日)

申込締切日：平成13年11月9日(金)

試験地：仙台、東京、新潟、大阪、松江、福岡、沖縄。

主催：国土交通省総合政策局建設振興課所管

社団法人 全国解体工事業団体連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6F

TEL：03-3555-2196

第9回講習会のご案内

実施期間：平成13年10月～11月（各3日間）

申込締切日：定員になり次第締め切ります。

開催地：仙台、宇都宮、東京、新潟、大阪、松江、福岡、沖縄。

○解体工事施工技士資格試験（講習会）申込書の販売は、各都道府県の解体業協会、協同組合事務局で1部630円で販売します。

岐阜県は、岐阜県土木建築解体事業協同組合

〒500-8357 岐阜市六条大溝4-12-19 第3岐阜県環境会館内

TEL：058-274-3315

平成13年度許可申請に関する講習会（新規及び更新）並びに 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の追加開催について

平成13年度追加開催各種講習会の会場及び日程は下記のとおりです。

○許可申請に関する講習会（新規講習会）

- 産業廃棄物収集運搬課程

開催地	開催期日	申込先（受付期間）／電話番号
長野	平成13年11月13日(火)～14日(水)	(社)長野県産業廃棄物協会 026-224-9192
沖縄	平成14年1月10日(木)～11日(金)	(社)沖縄県産業廃棄物協会 098-890-4360
栃木	平成14年1月23日(木)～24日(木)	(社)栃木県産業廃棄物協会 028-632-5575
千葉	平成14年1月29日(火)～30日(水)	(社)千葉県産業廃棄物協会 043-246-9581
福島	平成14年2月19日(火)～20日(水)	(社)福島県産業廃棄物協会 024-524-1953
茨城	平成14年2月21日(木)～22日(金)	(社)茨城県産業廃棄物協会 029-301-7100
京都	平成14年2月26日(火)～27日(水)	(社)京都府産業廃棄物協会 075-645-3085
岡山	平成14年2月27日(水)～28日(木)	(社)岡山県産業廃棄物協会 086-225-9383
和歌山	平成14年3月12日(火)～13日(水)	(社)和歌山県産業廃棄物協会 073-435-5600
青森	平成14年3月13日(火)～14日(水)	(社)青森県産業廃棄物協会 017-721-3911
愛知	平成14年3月13日(水)～14日(木)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346
広島	平成14年3月13日(水)～14日(木)	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499
高知	平成14年3月19日(火)～20日(水)	(社)高知県産業廃棄物協会 088-872-5056

- 特別管理産業廃棄物収集運搬課程

開催地	開催期日	申込先（受付期間）／電話番号
福岡	平成14年1月8日(火)～11日(金)	(社)福岡県産業廃棄物協会 092-651-0171

協会だより

○許可申請に関する講習会（更新講習会）

- ・産業廃棄物収集運搬課程

開催地	開催期日	申込先（受付期間）／電話番号
広島	平成14年2月13日（水）	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499

○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催地	開催期日	申込先（受付期間）／電話番号
長野	平成13年11月15日（木）	(社)長野県産業廃棄物協会 026-224-9192
佐賀	平成13年12月18日（火）	(社)佐賀県産業廃棄物協会 095-229-8702
東京	平成13年12月20日（木）	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106
鹿児島	平成14年1月9日（水）	(社)鹿児島県産業廃棄物協会 099-222-0230
福岡	平成14年2月15日（金）	(社)福岡県産業廃棄物協会 092-651-0171
京都	平成14年2月28日（木）	(社)京都府産業廃棄物協会 075-645-3085
愛知	平成14年3月15日（金）	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346
兵庫	平成14年3月19日（火）	(社)兵庫県産業廃棄物協会 078-371-3177
兵庫	平成14年3月20日（水）	(社)兵庫県産業廃棄物協会 078-371-3177

*講習会の受講申し込みは、各会場とも定員になり次第締め切りますので、お手数ですが電話にて受講を希望する会場の受付機関（開催県の産業廃棄物協会）に必ず受付状況を確認のうえ、申請書を郵送または持参して下さい。

平成13年度廃棄物処理施設技術管理者講習会開催案内について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条により、廃棄物処理施設に置くことが義務付けられている**技術管理者**の講習の開催をご案内いたします。

1. **【基礎・管理課程】10日間 受講料：115,500円**（消費税込み）
20歳以上の方は、どなたでも受講できます。
2. **【管理課程】4日間 受講料：63,000円**（消費税込み）
学歴等に応じた実務経験が必要です。

***講習に関する詳細は、下記へお問い合わせ下さい。**

講習開催地	受付事務局（申込先）
北海道 宮 城 東 京 神奈川 愛 知 大 阪 兵 庫	〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6 財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局研修部 T E L 044-288-4919(直通) F A X 044-288-4952(直通)
広 島 福 岡	〒816-0943 福岡県大野城市白木原3-5-11 財団法人 日本環境衛生センター 西日本支局研修部 T E L 092-593-8226(直通) F A X 092-572-1326(直通)
(財)日本環境衛生センター	ホームページアドレス http://www.jesc.or.jp/ Eメールアドレス kenshu@jesc.or.jp

***募集要項の入手方法……以下の3つの方法があります。**

①郵送による請求

- ・ B5サイズ以上の返信用封筒に、請求者の住所・宛名・必要部数（返信用封筒の左下）を記入し、部数に応じて切手を貼り、上記の受付事務局へ郵送でお送り下さい。

請求数 1部：160円、2部：200円、3部：270円、4～7部：390円

②(社)産業廃棄物協会の窓口で入手

各都道府県の(社)産業廃棄物協会の窓口において直接お受取り下さい。

（岐阜県の場合 (社)岐阜県産業環境保全協会）

③ホームページからのダウンロード

協会だより

基礎・管理課程（10日間） *後半の4日間は該当コースの管理課程の会場を下記から選択していただきます。

コース	開催地（前半6日間）		開催期日
ごみ処理施設 コース	神奈川県 福岡県	川崎市* 大野城市	全会場終了
し尿・汚泥再生 処理施設コース	福岡県 神奈川県	大野城市 川崎市*	全会場終了
産業廃棄物中間 処理施設コース	神奈川県 福岡県	川崎市* 大野城市	平成13年10月15日(月)～10月25日(木) 平成13年11月5日(月)～11月15日(木)
最終処分場 コース	福岡県	大野城市	平成13年11月26日(月)～12月6日(木)

管理課程（4日間）

コース	開催地		開催期日
ごみ処理施設 コース	広島県 宮城県 福岡県 東京都	広島市 仙台市 大野城市 大田区	平成13年12月11日(火)～12月14日(金) 平成14年1月15日(火)～1月18日(金) 平成14年2月5日(火)～2月8日(金) 平成14年2月18日(月)～2月21日(木)
し尿・汚泥再生 処理施設コース	大阪府 広島県 宮城県	大阪市 広島市 仙台市	平成13年12月4日(火)～12月7日(金) 平成13年12月11日(火)～12月14日(金) 平成14年1月15日(火)～1月18日(金)
破碎・リサイクル 施設コース	東京都	千代田区	平成14年1月29日(火)～2月1日(金)
産業廃棄物 中間処理施設 コース	東京都 北海道 福岡県 宮城県 兵庫県 愛知県 広島県 神奈川県	文京区 札幌市 大野城市 仙台市 神戸市 名古屋市 広島市 横浜市	平成13年10月22日(月)～10月25日(木) 平成13年11月6日(火)～11月9日(金) 平成13年11月12日(月)～11月15日(木) 平成13年11月13日(火)～11月16日(金) 平成13年11月27日(火)～11月30日(金) 平成13年12月11日(火)～12月14日(金) 平成14年1月29日(火)～2月1日(金) 平成14年2月12日(火)～2月15日(金)
産業廃棄物 焼却施設 コース	神奈川県 北海道 福岡県 宮城県 広島県 神奈川県	川崎市 札幌市 福岡市 仙台市 広島市 横浜市	平成13年10月22日(月)～10月25日(木) 平成13年11月6日(火)～11月9日(金) 平成13年11月12日(月)～11月15日(木) 平成13年11月13日(火)～11月16日(金) 平成14年1月29日(火)～2月1日(金) 平成14年2月12日(火)～2月15日(金)
最終処分場 コース	福岡県 宮城県 大阪府	大野城市 仙台市 大阪市	平成13年12月3日(月)～12月6日(木) 平成14年1月15日(火)～1月18日(金) 平成14年1月29日(火)～2月1日(金)

*10月10日以前の開催日程については、講習会が終了している為掲載を省いています。

新規加入会員の紹介

平成13年度第4回理事会を平成13年8月20日（書面表決）開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代 表 者	住 所	業の区分
荒木浩二（荒木工業） ☎0575-77-3733	—	〒501-4500 郡上郡和良村大字沢1033-1	収集運搬業
有限会社今井産業 ☎0576-52-1241	代表取締役 今 井 均	〒509-2612 益田郡馬瀬村名丸1533-1	収集運搬業 中間処理業
有限会社大澤化学 ☎058-245-8635	代表取締役 大 澤 輝 芳	〒500-8135 岐阜市織田塚町1-38	収集運搬業 中間処理業
有限会社尾崎工務店 ☎0573-43-2264	代表取締役社長 尾 崎 行 雄	〒509-7403 恵那郡岩村町837-1	収集運搬業 中間処理業
大日興業株式会社 ☎0575-72-5286	代表取締役 萩 原 叶 夫	〒501-5303 郡上郡高鷲村大字大鷲1420-12	収集運搬業 中間処理業
牧野機工有限会社 ☎058-239-0137	代表取締役 牧 野 鎮 男	〒501-1132 岐阜市折立野寄315-2	収集運搬業 中間処理業
安江邦彦（安江開発） ☎0573-82-3273	—	〒508-0300 恵那郡付知町6957	収集運搬業
株式会社レミックマルハチ ☎0575-28-4008	代表取締役 山 下 義 勝	〒501-3954 関市千疋1088-3	収集運搬業 中間処理業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代 表 者	住 所	備考
株式会社K V K ☎058-239-3111	代表取締役社長 北 村 和 弘	〒501-1195 岐阜市黒野308	
株式会社若原工機 ☎058-251-2311	代表取締役 若 原 裕	〒500-8660 岐阜市都通3-10	

参考 会員の移動状況

会員区分	5月22日現在	入会数	退会数	8月20日現在	増減
正 会 員	314	8	0	322	8
賛助会員	102	2	1	103	1
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	418	10	1	427	9

2001 NEW環境展・名古屋

2001NEW環境展・名古屋、が次により開催されますのでお知らせします。環境展には当協会も一時間出展します。会員の皆様方のお越しをお待ちしております。

同環境展は、一昨年までの「廃棄物処理展」を新時代をめざして改称したものです。今年には地球環境保全と循環型経済・社会の構築に資するための一大展示イベントと位置づけられています。

出品は、廃棄物処理、リサイクル、測定・分析、環境負荷低減システム等一連の環境関連製品の展示、紹介。

- テーマ 環境保全と再資源化（廃棄物処理・再資源化・大気／水質／土壌汚染防止改善／エコ製品）
- 会期 2001年11月8日(木)～11日(日)
- 時間 午前10時～午後5時（最終日は午後4時まで）
- 場所 ポートメッセなごや1号館・屋外展示場
〒455-0848
名古屋市港区金城ふ頭2-2
- 主催 株式会社 日報
- 後援 環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、国税庁、経済団体連合会、日本商工会議所、愛知県、名古屋市外
- 協賛 44協会、団体

再生砕石の品質試験料金特別価格について

当協会は、岐阜県指定の試験所である株式会社全園調査試験所と「会員割引特別単価」を下記の通り特約いたしておりますのでお知らせいたします。

なお、ご利用の場合には、当協会員である旨を告げ、当該試験所に直接依頼して下さい。
記

会 員 1 試料につき100,000円（税別）

非 会 員 1 試料につき250,000円（税別）

尚、試験項目については、「岐阜県建設工事共通仕様書」、「プラント再生舗装技術指針」（社団法人日本道路協会）及び「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要項（岐阜県基盤整備部）」に規定する項目を実施致します。

試験項目

- ① 骨材のふるい分け試験 (JIS A 1102 準 拠)
- ② 液性限界試験 (JIS A 1205 準 拠)
- ③ 塑性限界試験 (JIS A 1205 準 拠)
- ④ 粗骨材の比重及び吸水率試験 (JIS A 1110 準 拠)
- ⑤ 粗骨材のすり減り減量試験 (JIS A 1121 準 拠)
- ⑥ 突固め試験 (JIS A 1210 準 拠)
- ⑦ 修正 CBR 試験 (舗装試験法便覧)
- ⑧ 不純物含有量試験 (岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱(土木部))

お問い合わせ先 〒491-0826 一宮市三ツ井4-15-3

岐阜県指定試験所

株式会社全園調査試験所

TEL0586-76-5050 FAX0586-77-7447

担当：嶋飼浩二・小林功貴

協会作成図書等のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。(手持ちの量に限りがありますのでなくなりましてはご容赦願います。)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集 価格2,500円(送料別)
2. 最新版 よくわかる廃棄物処理法のポイント 価格700円(送料別)
3. 岐阜県・岐阜市の産業廃棄物関係規程集

内容

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例、同施行規則、同指導要綱、各指針等。

岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱。参考省令産廃様式。産業廃棄物処理計画書策定の手引き。大規模建設工事等に係る産業廃棄物アセスメントの手引き。解体工事届出の手引き。小規模廃棄物焼却施設設置届出の手引き。を1冊にまとめて発行。1冊2,500円(送料別)

4. 平成13年度版 協会要覧(平成13年9月発行) 1冊2,000円(送料別)
5. マニフェストシステムがよくわかる本(社)全国産業廃棄物連合会発行 1部 150円(送料別)
6. 建設系廃棄物マニフェストのしくみ(建設九団体副産物対策協議会発行) 1部 120円(送料別)
7. 産業廃棄物処理委託契約書作成の手引(社)全国産業廃棄物連合会発行 1部 150円(送料別)

編 集 後 記

猛暑と言われた今年の夏もいつしか終わり、朝夕の涼しさが誠に爽やかな季節となりました。

7月の参議院議員選挙は、小泉人気で自民党が圧勝しましたが、景気は下降線をたどり最近の株価安と失業率の高騰は大きな社会問題となっています。しかし、こうした時代こそ足下をしっかりと見つめ、元気を出して明るく働く時ではないでしょうか。

さて、昨年6月に廃棄物処理法が改正され、本年4月に全面施行となりました。法律には、不法投棄や不適正処理が排除されるよう綿密な仕組みが盛り込まれていますが、これで万全というほど問題は簡単ではありません。そこで、法律の実効性を高めるため、環境省よ

り『行政処分の指針』が通達されました。廃棄物に携わる方々は、その趣旨をよく理解され、遵法精神に則り誠実に事業活動されることが最も肝要かと思えます。

法律によって規制が強化されるということは反面、違反者が多くみうけられたということです。このことは、関係業界の不信を招き、社会の信頼を失って真面目に働く排出事業者や廃棄物処理に係わる方々の大きな損失となって帰ってきます。こうした事態は断じて避けなければなりません。本誌は、その使命を十分認識し、業界発展に尽力してまいりたいと思っています。各位のご支援、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和 野々村 清 加藤 宏

中尾 勝 山口 繁

■広告掲載社名

東海キャタピラー三菱建機販売(株)/渡部工業(株)/チヨダセラ(株)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)

会員(企業)紹介

会社名	塩ビ管リサイクル
代表者	林 忠 義
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町若松字西若松前485
電 話	0585-23-1243
F A X	0585-22-6306
創 業	平成13年 6 月
従業員数	3 名



◆事業概要

塩化ビニール管継手協会は、資源循環型社会を創造する一貫リサイクルシステムの構築に取り組んでいます。マテリアルリサイクル（パイプからパイプへ）としては、2005年までに80%のリサイクル率を目標にリサイクル拠点として、協力会社、中間受入場を全国に48ヶ所設置します。

塩ビ管リサイクル（揖斐川工場）は塩化ビニール製の使用済みパイプ等を受け入れ再生パイプの原料として送り出しております。

◆事業内容

- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物中間処理業

◆許可品目

〔産業廃棄物〕

収集運搬

【岐 阜 県】 廃プラスチック類、がれき類。

【岐 阜 市】 廃プラスチック類。

中間処理

【岐 阜 県】 破碎：廃プラスチック類（硬質塩化ビニールに限る）。



お知らせ

次号49号（平成14年1月1日付発行予定）に会員（企業）紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

会員(企業)紹介

会社名	株式会社 大脇商店
代表者	代表取締役社長 大脇 清 春 代表取締役 大脇 富士子
所在地	各務原市鷺沼南町2-187
電話	0583-84-0340
F A X	0583-70-3586
創業	昭和35年 3月
資本金	2,500万円
従業員数	70名 (大脇グループ)



◆事業概要 (又は沿革)

- ・昭和35年 3月 創業
- ・昭和49年 4月 株式会社へ組織変更
- ・昭和51年12月 美濃加茂市に太田工場を建設
- ・昭和56年 4月 グループ会社大脇金属㈱を設立
- ・昭和57年 8月 愛知県大口町に大口工場を建設
- ・平成7年 4月 グループ会社 オオワキメタル㈱を設立アルミ溶解を開始
- ・平成10年12年 恵那市に恵那工場を建設

◆事業内容

- ・製鋼原料加工 (一般スクラップ、機械・建物解体一式、重機・自動車解体)。
- ・ステンレス屑加工 (18-8 ステンレス、13クローム、その他特殊金属)。
- ・非鉄金属 (銅、アルミサッシ、電線、その他希少金属)。
- ・アルミ溶解加工 (白黒エンジン、アルミくず)。
- ・家電リサイクル取引場所 (太田工場)。
- ・廃棄物再生事業: 金属くずの再生。
- ・産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理業。

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

- 【岐阜県】 廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず (以上3種類は自動車破砕物を除く。)、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず。
- 【岐阜市】 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず。
- 【愛知県】 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、木くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類。
- 【名古屋市】 廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず。
- 【三重県】 廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず。
- 【長野県】 がれき類 (特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず (以上いずれも、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

中間処理

- 【岐阜県】 圧縮: 金属くず、木くず (金属に付着した物に限る。)、廃プラスチック類 (金属に付着した物に限る。)、ガラスくず及び陶磁器くず (金属に付着した物に限る。)
- 破砕: 金属くず、木くず (金属に付着した物に限る。)



会員(企業)紹介

会社名 株式会社 油 研
代表者 代表取締役 水田 陽 造
所在地 本 社 〒503-2216
岐阜県大垣市昼飯町1155番地
滋賀出張所 〒521-0314
滋賀県坂田郡伊吹町春照・
住友大阪セメント(株)伊吹工場内
電 話 本 社 0584-71-1888
滋賀出張所 0749-58-1668
F A X 本 社 0584-71-2213
創 業 昭和52年3月
資 本 金 1,000万円
社 員 数 28名
メールアドレス

URL <http://www5.ocn.ne.jp/~yuken/>

E-mail yuken@minos.ocn.ne.jp



◆事業概要

会社設立 昭和52年3月18日

産業廃棄物処理業(管理型埋立場)業務を経て、同廃棄物(無機物)のセメント原料化の分野に移行し、廃棄物は資源である事を趣旨と考えサーマル・マテリアル・ケミカル・リサイクルに向けたお客様のニーズに日々邁進をしております。

平成5年度から海外事業部を併設し「非鉄金属・プラスチック類・中古機械類」等を資源として海外向けへの出荷をし、関東地区(横浜本牧埠頭)・名古屋港・関西地区(南港)でのヤード引き受けをしています。また国内での電炉メーカー向け非鉄の再利用、その他路盤材、窯業原料、有機物の炭化、有機肥料向けへの再利用、ケミカル・リサイクルの分野では「発砲スチロールの減容化に伴うスチロンペレット」への資源化を実践しています。国内・海外をととも廃棄物の資源化での各方面のニーズに併せご相談窓口にご一報下さい。

◆事業内容に伴う許認可

- ・一般区域貨物自動車運送事業所(中運自貨二 第929号)
- ・産業廃棄物収集運搬処理業

[産業廃棄物許可取得(都道府県・政令市)]

収集運搬業

岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、豊橋市、豊田市、滋賀県、三重県、福井県、京都府、京都市、茨城県、栃木県、東京都、宮城県、姫路市、静岡県、大阪府、大阪市、横浜市、千葉県、浜松市、石川県、金沢市、鳥根県、埼玉県、群馬県、山口県。

[特別管理産業廃棄物許可取得(都道府県・政令都市)]

収集運搬業

岐阜県、愛知県、名古屋市。

- ・機械工具商(岐阜県公安委員会・許可 第531090001421号)
- ・危険物取り扱い所(許可番号 第1544号)

◆系列会社

セイノー・グラニット株式会社(石材加工アトリエ)

〒503-2216 岐阜県大垣市昼飯町1166番地 TEL0584-71-4288 FAX0584-71-4489

- ・建築用石材、モニュメントの設計、デザイン施工全般をおこなっています。



会員(企業)紹介

会社名	株式会社 レミックマルハチ
代表者	代表取締役 山下 義勝
所在地	岐阜県関市千疋1088番地の3
電話	0575-28-4008
F A X	0575-28-3114
創業	昭和45年6月
資本金	1,000万円
従業員数	17名



◆事業概要 (又は沿革)

- 昭和45年6月 丸八生コンクリート工業株式会社設立。
- 平成2年10月 社名を株式会社レミックマルハチに変更。
- 平成2年12月 新プラント建設。
- 平成11年3月 ペットボトルリサイクル業開始。
- 平成12年8月 株式会社アイコン設立 (生コンの製造、輸送委託)。
- 平成12年11月 財団法人容器包装リサイクル協会平成13年度ペットボトル再商品化事業者登録。
- 平成12年12月 産業廃棄物収集運搬業許可。
- 平成13年5月 産業廃棄物中間処理業許可。



◆事業内容

- 生コンクリート製造、販売業。
- ペットボトルリサイクル業。
- コンクリートリサイクル業。

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

- 【岐阜県】汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 【岐阜市】汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 【愛知県】汚泥、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類。

中間処理

- 【岐阜県】破砕：がれき類。



協会のシンボルマーク

平成13年10月1日発行

第48号

編集
発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本 貞実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

印刷 共和印刷株式会社